

保養所の宿泊助成を ご利用ください

年度内いつでも
使えます!

被保険者および被扶養者の宿泊に対し、1人年度内(4月～翌年3月)3泊を限度として1泊につき3,000円(宿泊料金が3,000円に満たない場合は、その宿泊料金の範囲内)を補助しておりますのでご利用ください。

《申請方法》

次の4点を当組合保健事業課へ送付ください。

① 保養施設補助金請求書

事業所・利用責任者・受任者欄に必ず押印し、振込口座(健保口)を記入してください。

② 保養施設利用者名簿

宿泊者全員を記入してください。なお、「保養施設利用者名簿」については、組合ホームページよりダウンロードしてご利用ください。

③ 領収書

領収書や振込伝票等の料金を支払った証明のできるもの。なお、写しを提出する場合は、「原本に相違ない」と記載し、事業所名の記入と捺印をしてください。

④ 明細書

領収書の内訳(宿泊料金・人数・宿泊数)が記載されているもの。また、ツアーご利用の場合は日程表の写しを添付してください。

*詳細については別冊「保健事業ガイド2015」57ページ、または、組合ホームページをご覧ください。



宿泊助成Q&A

Q 子どもは添い寝のため宿泊料金はかかりませんが、1500円の食事を支払いました。補助の対象になりますか？

A 宿泊料金が無料の場合であっても、食事代や布団代など宿泊に伴う費用を支払っている場合は補助の対象となりますので、この場合は1500円の支給となります。

Q 平成26年の5月3日～5月6日(3泊4日)の宿泊助成を受給し、その後、平成27年の1月2日～1月3日(1泊2日)を請求しましたが、不支給でした。年3泊までの補助ではないのでしょうか？

A 宿泊助成につきましては、1人年度内(4月～翌年3月)3泊を限度として1泊につき3000円を補助しておりますので、今回の場合は、平成26年度の4泊目に該当するため不支給となります。

Q 夜行バスで車中泊をしましたが、補助の対象になりますか？

A バスは移動手段によるもので、車中泊は補助の対象にはなりません。また、宿泊施設ではない飛行機、キャンプ場のテント、24時間営業のサウナ、インターネットカフェ等についても同様です。

Q 平成26年度にラフォーレ倶楽部を1泊利用した後、3泊4日で旅行をしましたが、3泊とも補助の対象になりますか？

A ラフォーレ倶楽部には宿泊数の制限はありませんが、ラフォーレ倶楽部の1泊分も宿泊助成泊数に含めますので、1人年度内(4月～翌年3月)3泊から1泊分を差し引いた2泊分が補助の対象となります。

なお、3泊分の宿泊助成を受給後に、ラフォーレ倶楽部を1泊分利用された場合は、受給した宿泊助成の1泊分を返還していただくこととなります。

契約終了施設のお知らせ

平成27年3月31日をもちまして、大東館(静岡県伊東市)との契約を終了いたしました。